

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第57回）議事概要

日時 令和3年6月29日（火）15:00～16:00

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、関口専門委員、高橋専門委員、
西村（真）専門委員、山下専門委員、森川委員
事務局 今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、
（総務省） 川野料金サービス課長、田中料金サービス課課長補佐、
河合料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

（1）IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 報告書案について
○NTT東日本・西日本から報告、事務局から報告書案についての説明があった後、
意見交換を行った。本会合において示された報告書案にて電気通信事業政策部会へ
報告することとなった。

【発言】

○森川委員

今回の取りまとめは、全体を通して適切と判断しています。

報告書案の中にも記されていますが、大切なことは、今後もしっかりと実態を見ていくことだと思っており、その点は総務省にお願いしたいと思えます。

例えば、第1章では、「着信ボトルネックに起因して、新たに問題が発生・顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要である」と認識されていますが、このように、今後、第1章、第2章、第3章とも、しっかりと実態を注視して欲しいというお願いです。

また、注視して欲しいことの追加ですが、今後どうなるか分かりませんが、御案内のとおり、今般データセンターの議論が進みつつあります。これにより、地方にデータセンターを配置するという動きが一気に進む可能性があります。そうすると、そのデータセンターを契機として地域IXなども出てくる可能性があり、ネットワーク構成にも影響があり得るのではないかと思います。このような動きもぜひ注視いただきたいと思います。

○事務局

実態をよく見ていく必要があるというのは御指摘のとおりで、事務局としてもそのように受け止めております。御指摘いただいた地域IXも含め、その他のサービス状況等も踏まえ、必要な制度の在り方を、引き続き検討していきたいと考えております。

○佐藤主査代理

報告書案については広範な議論を適切に整理いただいております、これで結構だと思います。

1点コメントです。資料2の22ページに着信ボトルネックに関する記載がありますが、ソフトバンクだと120円/3分という10年間高止まってきた固定電話発-携帯電話着の料金が、今回NTT東日本・西日本の努力で48円/3分まで下げられたことについて、非常に評価できるし、よかったと思っております。やはり、着信ボトルネックというのはこのような問題があり、それが今回明確になったものと思っております。

次に、総務省への確認ですが、過去の委員会において、料金が60円/3分に下がる場合、

トータルで消費者の利益として100億円程度お返しできるという試算があったと思います。今回NTTドコモ着の料金も含めて48円/3分に下がるということで、この改定により、消費者に利益をどの程度の金額お返しできるのか確認させてください。

また、NTT東日本・西日本に対する確認ですが、これまでは固定電話発-携帯電話着の料金に関しては、携帯電話事業者が料金収入を得て固定電話事業者に接続料を支払っていたところ、今後はNTT東日本・西日本が料金収入を得て携帯電話事業者に接続料を支払うことになると思います。NTT東日本・西日本として、今回のこの改定により、どの程度収入増があるのか、可能であれば教えていただきたいと思います。当然システムの改修等でコストもかかっていると思いますが、こういった収入変化があったのかについて、教えていただきたいと思います。

最後にもう1点コメントさせていただきます。資料2の91ページについて、我々は、現在起こっている問題や起こりつつある問題について議論してきましたが、やはり新しい技術が導入され、新しいネットワークが構築されていく中で、早めの未来志向の政策議論を始めることが必要になっていると思います。5GSA方式を含めて、このあたりは事業者間の議論がどのように進んでいくか、我々も注意して見守っていく必要があると思っています。

○事務局

加入電話から携帯電話宛に通話する際の利用者の料金負担の変化について、以前の委員会でお示した試算値と同様の仮定に基づき、今回御議論を始めていただく前、すなわち今年4月までの状況と、今年の10月1日以降の状況、すなわち今回NTT東日本・西日本から発表のあった新しい料金に基づく状況の比較を行いますと、あくまで試算ですが、利用者の料金負担額は年間で約120億円程度減少するという結果になっております。

○NTT西日本

御質問いただいた利益について、手元にないためこの場で御回答はできないのですが、定性的には、システム改修もありますし、携帯電話事業者へ支払う接続料も我々の費用負担というところで、少しまだ見通せてない部分があります。加えて、公衆電話に関しては、接続料に対してユーザ料金が低めに設定されている、いわゆる逆ザヤの状態、現在これを携帯電話事業者が負担しているところ、今後は我々が負担していくというところで、トータルで決して儲かっているという性質のものではないと認識しております。定量的にお示しできるかは分かりませんが、どのような御説明が可能か考えてみたいと思います。

○佐藤主査代理

コストまで含めて考えるとおそらく様々な要素があり試算が難しいのかと思います。私としては、52.5円/3分から40円台/3分まで料金を引き下げて、頑張っていたと思います。ただ、数字を示していただけのことは分かりませんが、利益ではなく収入は非常に簡単に分かるものと思ひ、伺いました。認可等の仕組みはないですが、NTT東日本・西日本のさらなる効率化努力により、引き続きユーザ料金を下げていただけるようお願いする気持ちもあり伺ったところです。

○NTT西日本

ありがとうございます。引き続きの効率化努力について、御指摘はそのとおりだと思いますので、検討してまいります。

○山下専門委員

報告書案については、これまでの議論を踏まえ、また、事業者の方々の御意見や御努力も踏まえて書かれているので、適切かと思いますが、今後はパブリックコメントにより、接続

政策と関わりのない一般の方の目にも広く留まることになると思います。

そのことを踏まえ2点考えたのですが、1点目は利用者料金について。この点については、固定電話発-携帯電話着の通話料金が2段階に分けて下がっていくということなので、評価されていくのではないかと思います。

2点目は、NTSコストについて。これは、ユニバーサルサービスという、やはり一般に関心の高い論点に関連します。資料2の67ページに「将来的にはNTSコストの接続料原価への算入は行わないことが適当」と当然のように書いてあり、これは、IPモデルでは算入する費用がないので行わないという趣旨としては理解できるのですが、これを、ユニバーサルサービスの補填額に何らかの影響を与えるものではない、と一般に理解してもらえるか、ということが少し気になりました。

書きぶりの修正を依頼するものではないのですが、パブリックコメントでどのように受け取られるかと思ったので、コメントさせていただきました。

○西村（真）専門委員

資料2の67ページ「4.4.6東西均一接続料の扱いについて」において、引き続き、東西均一接続料とすることで問題ないと書かれています。歴史的経緯等を調べれば納得する部分もあるのですが、ユニバーサルサービス等も色々変化していく可能性がありますので、固定化するのではなく、「NTTを西日本と東日本に分割しているのに、何故これだけ均一なのだろう」というシンプルな疑問に応えられるような議論を、今後行って欲しいと思います。

○事務局

御指摘をいただいた固定電話の東西均一の接続料の扱いについては、67ページから68ページにかけて、原則は東西別に算定すべきということを示しつつ、「今後3年間については、現実的ではないと言わざるを得ない」として、今回は原則から外れざるを得ないという形の書きぶりとしていただきました。

その上で、東西均一接続料を固定化せずしっかりと今後も引き続き議論すべきという御指摘は、重たいものと受け止めております。68ページ下から2段落目にも記載しているとおり、今後、次の段階としては、移行後の接続料の在り方の詳細をご検討いただくこととなります。第1章において、移行後はメタルIP電話とひかり電話を併せた統一の接続料を算定するという大枠の方針を御整理いただきました。移行後、このような新しい接続料の算定方法を適用する中で、本来の姿である東西別の接続料算定に是正できるか、という点について、引き続き御検討いただきたいと思いますと考えております。

○関口専門委員

今回、固定電話発-携帯電話着の料金設定権が移行することにより、ユーザ料金がこれだけ下がったということについて、関係者の御努力に本当に感謝したいと思います。

これまで一番高いところでは120円/3分という携帯電話発-携帯電話着のユーザ料金と同水準が設定されていたわけで、それが48円/3分まで下がったということは、非常に大きなインパクトがあると思います。固定電話ユーザは相対的な情報弱者であり、孫や息子の携帯電話に長電話をするときに自覚のないまま料金を取られてきたという状況の中、私は、この10年間値下げをお願いしてきたわけですが、10年経ってようやく下がったということで、大変感謝しております。

もう一点、固定電話の音声接続料と携帯電話の音声接続料は、実はほとんど差がない状態です。それにもかかわらず、固定電話と携帯電話との間でのユーザ料金格差がここまで生じており、そして料金設定権が変わっただけでここまでユーザ料金が変わり得るということ

考えたときに、今後、やはりユーザ料金の在り方にも目が向いてくるのだらうと思っていますので、今後の議論に着目していきたいと思います。

○事務局

御指摘のとおり、接続料を踏まえたときのユーザ料金については、今回の報告書案にも記載しているとおり、接続料の観点からの議論には限界もあるというところで、検討の場を別の場に移した上で、既に御議論を一定程度進めていただいているところもありますが、引き続き注視し、かつ御議論を進めていただきたいと考えております。

○相田主査

これまでの御意見を拝聴しましたところ、この報告書案を修正すべきという御意見はなかったと認識しましたが、そのような認識でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○相田主査

それでは、7月7日（水）に開催予定の電気通信事業政策部会には、当委員会の検討結果として、報告書案のとおり報告することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○相田主査

ありがとうございます。では、そのように取り運ぶこととさせていただきます。

以上